

大和市条例第18号

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例の一部を改正する条例

大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例（平成26年大和市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1(1)の表Bの項中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同表Cの項中「(この所得割の額を計算する場合には、規則で定める法令の規定は適用しないものとする。以下同じ。)」を削り、同表備考第1項中「階層区分」を「この表の階層区分」に改め、同表備考中第6項を第7項とし、第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、この表の階層区分の認定において、所得割の額及び均等割の額は、規則で定めるところにより計算するものとする。

別表第1(2)の表備考第3項を次のように改める。

3 この表の階層区分の認定については、(1)の表備考第1項から第3項までの規定を準用する。

別表第1(2)の表備考中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項から第9項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、施行日以後に行われる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、同法第29条第1項に規定する特定地域型保育、同法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育及び同項第3号に規定する特定利用地域型保育（以下この項において「特定教育・保育等」という。）について適用し、施行日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。